

1. 平成20年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価の実施体制

評価の実施に当たり、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者、法曹関係者及び社会、経済、文化その他の分野からの学識経験者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を行う評価部会及び教員の授業科目適合性の調査を行う教員組織調査専門部会を編成しました。

また、本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院が、満たしていないと判断された基準に限定して行った自己評価について、具体的な評価を行う追評価専門部会を編成しました。

3 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 法科大学院における自己評価

各法科大学院は、自己評価実施要項に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。追評価においては、各法科大学院は、自己評価実施要項に従って、本評価で満たしていないと判断された基準に限定して自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 基準ごとに、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにしました。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準について、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにしました。

- ② 章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行いました。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行いました。

- ③ 評価の結果、すべての基準を満たしている場合に、評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、また、1つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、その旨を公表しました。

追評価においては、評価の結果、本評価で満たしていないと判断された基準を満たしている場合には、先の評価と併せて、評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、その旨を公表しました。なお、1つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、その旨を公表することとしています。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、自己評価実施要項に基づき各法科大学院が作成した自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等の分析に基づいて行い、また訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できなかった内容等を中心に調査を行いました。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施することとしています。

5 評価のスケジュール

(1) 本評価

- ① 機構は、平成 19 年 6 月に国・公・私立大学の法科大学院関係者に対し、評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- ② 機構は、平成 19 年 7 月から 9 月にかけて、申請を受付け、最終的に以下の 16 法科大学院の評価を実施することとなりました。
- 国立大学（9 法科大学院）
 - ・ 東北大学大学院法学研究科綜合法制専攻
 - ・ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
 - ・ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻
 - ・ 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
 - ・ 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - ・ 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
 - ・ 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
 - ・ 広島大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 九州大学大学院法務学府実務法学専攻
 - 公立大学（2 法科大学院）
 - ・ 首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻
 - ・ 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - 私立大学（5 法科大学院）
 - ・ 学習院大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 明治大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
 - ・ 近畿大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

- ③ 機構は、平成19年11月に国・公・私立大学の法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価の方法について説明を行うなどの研修を実施しました。
- ④ 機構は、平成20年5月、6月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。
- ⑤ 機構は、平成20年6月末までに、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

20年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）
9月	評価部会の開催（基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討） 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び役割分担の決定）
10～12月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査） 評価部会の開催（評価報告書原案の作成）

- ⑥ 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成21年1月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果（案）を決定し、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知しました。
- ⑦ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設けた後、平成21年3月の運営連絡会議、評価委員会での審議を経て評価結果を確定しました。
- なお、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てについては、評価委員会の下に置かれる意見申立審査専門部会での審議を経た上で、評価委員会において、評価結果を確定しました。

(2) 追評価

- ① 機構は、平成20年3月から6月にかけて、以下の3法科大学院の申請を受け、追評価を実施することとなりました。
- 国立大学（3法科大学院）
 - ・ 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
 - ・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
 - ・ 一橋大学大学院法学研究科法務専攻

② 機構は、平成 20 年 8 月末までに、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の追評価は、次のとおり実施しました。

20 年 9 月	書面調査の実施 追評価専門部会の開催（本評価で満たしていないと判断された基準についての判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討、書面調査による分析結果の整理、訪問調査の実施の有無の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各追評価専門部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定、訪問調査の実施の有無の決定）
12 月	追評価専門部会の開催（評価報告書原案の作成）

③ 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成 21 年 1 月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果（案）を決定し、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知しました。

④ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設けた後、平成 21 年 3 月の運営連絡会議、評価委員会での審議を経て評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成 20 年度に本評価を実施した 16 法科大学院のうち、14 法科大学院が評価基準に適合しており、2 法科大学院が適合していないとする評価結果となりました。

また、平成 20 年度に追評価を実施した 3 法科大学院のすべてが、先の評価と併せて、評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

(1) 本評価

評価基準に適合している法科大学院（14 法科大学院）

- ・ 東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
- ・ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- ・ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻
- ・ 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
- ・ 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- ・ 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
- ・ 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
- ・ 広島大学大学院法務研究科法務専攻
- ・ 九州大学大学院法務学府実務法学専攻
- ・ 首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻
- ・ 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- ・ 学習院大学大学院法務研究科法務専攻

- ・ 明治大学大学院法務研究科法務専攻
- ・ 近畿大学大学院法務研究科法務専攻

評価基準に適合していない法科大学院（2法科大学院）

- ・ 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
- ・ 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

(2) 追評価

先の評価と併せて評価基準に適合している法科大学院（3法科大学院）

- ・ 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
- ・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
- ・ 一橋大学大学院法学研究科法務専攻

7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成21年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青山善充	明治大学法科大学院長
磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上田廣一	サン総合法律事務所弁護士
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	司法研修所教官
久保井一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木毅	前東京大学総長
滝澤正	上智大学教授
舘昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍岡資晃	学習院大学教授
○田中成明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚原英治	東京南部法律事務所弁護士
永井和之	中央大学総長・学長
中森喜彦	近畿大学教授
南雲光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部恭男	東京大学教授
濱田道代	名古屋大学法科大学院長
松尾龍彦	司法評論家
三井誠	同志社大学教授
村中孝史	京都大学教授
諸石光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永正昭	神戸大学教授
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
吉本高志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加藤哲夫	早稲田大学教授
滝澤正	上智大学教授
舘昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	近畿大学教授
長谷部恭男	東京大学教授
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
村中孝史	京都大学教授
安永正昭	神戸大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

天野佳洋	駿河台大学教授
井上直哉	司法研修所教官
田中教雄	九州大学教授
田中宏	田中宏法律事務所弁護士
古江頼隆	東京大学教授
丸山秀平	中央大学教授
○丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
◎安永正昭	神戸大学教授
安本典夫	立命館大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

○磯村保	神戸大学教授
官澤里美	官澤法律事務所弁護士
木村光江	首都大学東京教授
小林量	名古屋大学教授
島野康	国民生活センター理事
泉水文雄	神戸大学教授
高木光	京都大学教授
松本恒雄	一橋大学教授
◎三井誠	同志社大学教授
山田明	司法研修所教官

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第3部会)

春日偉知郎	慶應義塾大学教授
川上拓一	早稲田大学教授
川瀬雅彦	創価大学教授
○潮見佳男	京都大学教授
嶋津格	千葉大学教授
鈴木俊	鈴木俊法律事務所弁護士
◎滝澤正	上智大学教授
竹内淳	石井法律事務所弁護士
森田衛	株式会社福寿園取締役副社長
山田洋	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第4部会)

浅香吉幹	東京大学教授
麻生利勝	大東文化大学教授
大塚裕史	神戸大学教授
小粥太郎	東北大学教授
古口章	リベルテ法律事務所弁護士
○平覚	大阪市立大学教授
浜川清	法政大学教授
濱田道代	名古屋大学法科大学院長
村田斉志	司法研修所教官
◎山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第5部会)

奥岡直子	愛知大学教授
片山典之	シティユーワ法律事務所弁護士
高見勝利	上智大学教授
◎棚村政行	早稲田大学教授
徳田和幸	京都大学教授
深田三徳	同志社大学教授
堀内捷三	中央大学教授
前田純博	前田特許事務所弁理士
村中孝史	京都大学教授
○吉田克己	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第6部会)

磯部力	立教大学教授
上野泰男	早稲田大学教授
大塚浩之	読売新聞東京本社論説委員
笠井治	東京リベルテ法律事務所弁護士
○河上正二	東京大学教授
近藤光男	神戸大学教授
酒巻匡	京都大学教授
田中知子	上智大学教授
中山充	香川大学大学院連合法務研究科長
◎野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第7部会)

○生熊長幸	立命館大学教授
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
景山太郎	司法研修所教官
北原一夫	慶應義塾大学教授
渋谷秀樹	立教大学大学院法務研究科委員長
杉原高嶺	近畿大学教授
武井康年	広島総合法律会計事務所弁護士
◎吉原和志	東北大学教授
若林勝三	日本地震再保険株式会社代表取締役会長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第8部会)

今田幸子	労働政策研究・研修機構特任研究員
坂本順彦	甲南大学教授
長井長信	北海道大学教授
松尾龍彦	司法評論家
宮城哲	当山法律事務所弁護士
棟居快行	大阪大学教授
◎山中至	熊本大学教授
吉村良一	立命館大学教授
我妻学	首都大学東京教授
○亘理格	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会追評価専門部会

(第1部会)

○生熊長幸	立命館大学教授
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
景山太郎	司法研修所教官
北原一夫	慶應義塾大学教授
渋谷秀樹	立教大学大学院法務研究科委員長
杉原高嶺	近畿大学教授
武井康年	広島総合法律会計事務所弁護士
◎吉原和志	東北大学教授
若林勝三	日本地震再保険株式会社代表取締役会長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

磯部力	立教大学教授
上野泰男	早稲田大学教授
大塚浩之	読売新聞東京本社論説委員
笠井治	東京リベルテ法律事務所弁護士
○河上正二	東京大学教授
近藤光男	神戸大学教授
酒巻匡	京都大学教授
田中知子	上智大学教授
中山充	香川大学大学院連合法務研究科長
◎野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第3部会)

天 野 佳 洋	駿河台大学教授
井 上 直 哉	司法研修所教官
田 中 教 雄	九州大学教授
田 中 宏	田中宏法律事務所弁護士
古 江 頼 隆	東京大学教授
丸 山 秀 平	中央大学教授
○丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
◎安 永 正 昭	神戸大学教授
安 本 典 夫	立命館大学教授
山 川 隆 一	慶應義塾大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(5) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯 部 力	立教大学教授
○磯 村 保	神戸大学教授
上 野 泰 男	早稲田大学教授
笠 井 治	東京リベルテ法律事務所弁護士
河 上 正 二	東京大学教授
小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
杉 原 高 嶺	近畿大学教授
平 覚	大阪市立大学教授
滝 澤 正	上智大学教授
田 中 成 明	関西学院大学教授
田 村 幸 一	司法研修所教官
中 森 喜 彦	近畿大学教授
野 坂 泰 司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部 恭 男	東京大学教授
濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三 井 誠	同志社大学教授
山 川 隆 一	慶應義塾大学教授
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(6) 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会

○石川敏行	中央大学教授
白濱清貴	司法研修所教官
曾根威彦	早稲田大学教授
◎永田眞三郎	関西大学教授
外立憲治	外立総合法律事務所所長弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長